

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第70条第1号に規定する中型まき網漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
(1) いわし網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満であって許可証に記載された総トン数
(2) ランプ網漁業	渥美外海	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満であって許可証に記載された総トン数
(3) かつお網漁業	渥美外海	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満であって許可証に記載された総トン数
(4) 大正網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満であって許可証に記載された総トン数